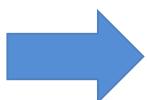


# こんなときには・・・ 地方拠点強化税制を 活用できます！

- ✓ 東京にある事務所を地方に移転したい！
- ✓ 災害対策のため、本社機能を分散化したい！
- ✓ 地方にある事務所の建物を増築したい！
- ✓ 地方にある事務所の雇用を増やしたい！
- ✓ 効率化のため、地方に研究所を集約したい！



設備投資額や雇用増加数に応じて、  
税制優遇を受けられます (※) !

詳細は裏面をチェック ✓

※事前に各都道府県の認定を受ける等、一定の要件を満たす必要があります。



内閣府地方創生推進事務局

## 地方拠点強化税制

### 地方拠点強化税制とは？

企業が**本社機能**の全部/一部を、  
✓ 東京23区から**地方に移転**する場合、

✓ 地方で**拡充/東京23区以外**から**地方に移転**する場合、  
**オフィス減税**や**雇用促進税制**の適用を受けることができます。

※ 都道府県から、一定の条件を満たす事業計画の認定を受けた企業が対象

## オフィス減税

### オフィス減税とは？

地方で**本社機能を有する施設を新設/増設**する場合に、**建物等の取得価額**に応じて、**特別償却/税額控除**を受けられます。

- ✓ 対象となる施設：**事務所、研究所、研修所**（※工場や店舗は対象外）

※ 業種の指定はありませんが、営業や製造部門など特定部門の事務所は対象外

- 東京23区から地方へ移転する場合（移転型事業）

特別償却：25% or 税額控除：7%

- 地方で拡充する場合/東京23区以外から地方へ移転する場合（拡充型事業）

特別償却：15% or 税額控除：4%

## 雇用促進税制

### 雇用促進税制とは？

地方で**新たに従業員を雇い入れる**場合などに、その**増加数**に応じて、**税額控除**を受けられます。

- ✓ 対象となる従業員：

地方で**新たに雇用**、または**地方に転勤**した従業員（※正規雇用）

※ 原則として、**企業全体で増加した従業員数**が上限

- 移転型事業

初年度の税額控除：一人当たり、最大 90万円

3年間の適用期間における税額控除：一人当たり、最大 170万円

このうち、最大 120万円は、**オフィス減税と併用可能**

- 拡充型事業

初年度の税額控除：一人当たり、最大 30万円

※ 税額控除額は、要件によって異なります。詳細は担当部局までお問い合わせください

<詳細な要件、ご不明な点、ご相談などについては、担当部局までお問い合わせを！>

## お問合せ先

※令和2年7月20日付で  
一部変更

(地方拠点強化税制全般・オフィス減税)

**03-3501-1697**

内閣府 地方創生推進事務局  
(経済産業省 地域経済活性化戦略室)

(雇用促進税制)

**03-3502-6770**

内閣府 地方創生推進事務局  
(厚生労働省 雇用政策課内)

<その他、都道府県で独自の支援制度を設けている場合がありますので、各都道府県にもお問合せください！>

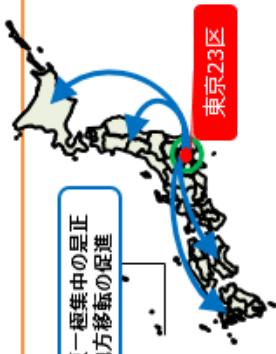
# 地方拠点強化税制

(適用期限：令和4年3月末)

## 移転型

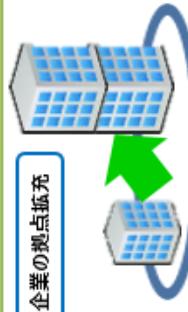
東京23区からの企業の  
本社機能の移転を支援  
〔東京圏の既成市街地等以外への移転  
の場合支援〕

東京一極集中の是正  
地方移転の促進



## 拠点型(会社内直投)

地方にある企業の本社機能の  
強化を支援  
〔東京圏・近畿圏・中部圏の既成市街地等  
以外での拠点の場合支援〕



## 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画

認定要件：特定業務施設で常時雇用従業員増加数が5人(中小2人)※

対象施設：事務所、研究所、研修所

対象区域：地域再生計画で指定された道府県の一部の区域

※移転型の場合、左記に加えて、以下の①又は②を満たす必要

①計画期間中、増加数の過半数が東京23区からの転勤者  
②初年度は増加数の過半数、かつ、計画期間中は増加数  
の1/4以上が東京23区からの転勤者

## オフィス減税

(措置対象：建物、建物附属設備、構築物 取得価額要件：2,000万円(中小企業者1,000万円))

建物等の取得価額に対し、税額控除 **7%**又は特別償却 **25%**

## 雇用促進税制

適用要件：①特定業務施設の雇用者増加数（非正規職）が2人以上 ②事業主都合の離職者なし

● 雇用者増加数1人当たり最大**90万円(80万円\*)**を税額控除  
『**最大50万円(注) + 上乗せ分40万円(30万円\*)**』  
\*近畿圏・中部圏の既成市街地等の場合

### <上乗せ分について>

> 上乗せ分40万円は**最大3年間継続(40万円×3年=120万円)**  
ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用

> **特定業務施設の雇用者増加数に応じ税額控除**  
> **雇用促進税制の上乗せ分とオフィス減税は併用可**

(注) 増加雇用者が転勤者の場合は減額（-10万円）。非正規の新規雇用者は対象外。法人全体の雇用者増加数が上限。